五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺洞谷
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第二百十三号に掲げる土地の区域を除く。）
岐阜県下呂市金山町中津原
字前平山　九九七番一　一号
字本洞　一〇四三番一　二号
一〇六三番　三号
一〇七二番二　四号
字井洞　一〇九四番　五号
一〇九五番　六号
一一〇二番一　七号
一一〇二番二　八号

○国土交通省告示第二百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成三十年三月五日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺洞川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十五年建設省告示第百四号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の官民地境界線から左右各岸十メートルまでの区域及び同区間の河川敷
岐阜県恵那市笠置町河合
字笠木山　六〇五番五〇　一号
字道木　五九三番　二号
五三一番一　三号
五八五番二　四号

○防衛省告示第四十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成三十年三月五日
防衛大臣　小野寺五典
日　時　平成三十年三月十二日から同月十五日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域
㋐　北緯三四度三五分一二秒
東経一四〇度一六分四八秒
㋑　北緯三四度〇八分一二秒
東経一四一度〇一分四八秒
㋒　北緯三三度四四分一二秒
東経一四〇度二二分四八秒
㋓　北緯三四度三一分一二秒
東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成三十年三月五日
防衛大臣　小野寺五典
日　時　平成三十年三月十二日から同月十五日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成三十年三月五日
防衛大臣　小野寺五典
日　時　平成三十年三月十三日（予備、同月十四日から同月十六日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域
㋐　北緯三七度〇〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒
㋑　北緯三七度二二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒
㋒　北緯三七度〇二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒
㋓　北緯三六度四〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒
実施艦等　自衛艦八隻

○中部地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月五日
中部地方整備局長　塚原　浩一
㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　一号
㈢　道路の区域
区間　静岡県田方郡函南町桑原字茨ヶ平一三六四番八から三島市谷田字亀ケ窪山二二三三番一まで
変更前後別　前
敷地の幅員　C　八・八五～一〇二・〇〇メートル
B　一二・六九六～一三・〇七〇メートル
A　一三・六九六～一三・六二七キロメートル
延長　C　一〇・九〇～二六二・〇〇メートル
B　二二・〇〇～三五六・〇〇メートル
A　二二・〇〇～三五六・〇〇キロメートル
変更前後別　後
敷地の幅員　C　八・八五～一〇二・〇〇メートル
B　一二・〇〇～三二四・六〇〇メートル
A　一三・六九六～一三・六二七キロメートル
延長　C　一〇・九〇～二五七・〇〇メートル
B　二二・〇〇～三五六・〇〇メートル
A　二二・〇七〇～三三・〇七〇キロメートル
備考　上記A及びB・Cは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年三月五日
九州地方整備局長　増田　博行
一　施行者の名称　佐賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　唐津都市計画道路事業三・四・五号大手口佐志線
三　事業施行期間　自平成三十年三月五日至平成三十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　佐賀県唐津市朝日町、西旗町及び二夕子一丁目地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月五日
北海道開発局長　和泉　晶裕
㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百三十六号
㈢　道路の区域
区間　北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇一六林班へ小班地内
変更前後別　前
敷地の幅員　三五・八四～三九・八〇メートル
延長　三六・一〇～一〇三・〇二キロメートル
後
敷地の幅員　三五・八四～三九・八〇メートル
延長　三六・一〇～一〇三・〇二キロメートル
㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部